

土 総 第 6 8 6 号  
平成30年 1月30日

島根県建設産業団体連合会 会長 様

島根県土木部土木総務課長  
(建設産業対策室)



建設業許可に係る経營業務管理責任者の要件確認について（通知）

このことについて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせしますとともに、「建設業許可の手引き」を改訂いたしましたので、ご活用願います。

なお、下記建設産業対策室ホームページを更新しましたので、ご確認の程よろしくお願いたします。

記

1. 建設産業対策室ホームページ

<http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kensetsu/hou/kyoka/>

2. 今後の取扱い

経營業務の管理責任者の経験確認においては、「経験期間の確認」と「経験業種の確認」が必要であり、このうち「経験業種の確認」のために求める資料について、「建設業許可の手引き」の20ページから22ページのとおり整理した。

3. 適用日

平成30年4月1日以降に、申請を行った建設業許可申請について適用する。

【担当者】

土木総務課建設産業対策室 森脇

TEL:0852-22-5388